

和  
Vol.25  
2012.10

特集

# 「シンボルマーク」



これらのマーク知ってますか？



平成23年8月内閣府が「障害について知ってほしいこと」等に関して意見募集されました。その結果1位は「外見でわかるものが障害ではなく、外見ではわからないため理解されずに苦しんでいる障害もある」でした。

街には配慮が必要な方がたくさんいらっしゃいます。

そこで今回、これらのマーク等の意味を知ることによって一人一人が困っている人に対して配慮が出来、より良い環境づくりができることを期待し、この企画にしました。

\* 内閣府の目標・達成期間

バリアフリーの認知度93.8% (17年度) → 100% (24年度)

ユニバーサルデザインの認知度64.3% (17年度) → 80% (24年度)

外出の際、困っている障害者、高齢者、妊婦や子供連れの人等を見かけても手助けをしない人のうち対応方法がわからずに手助けできなかった人の割合49% (17年度) → 25% (24年度)



### 障害者のための国際シンボルマーク

障害をもつ方々が利用できる**施設(設備)**であることを表す世界共通のマークです。なお、車いすの方だけではなく、正しくは「全ての障害者」を表しています。個人の車での使用は、障害のある方が同乗されているという意味です。駐車禁止を免れたり、障がい者優先の駐車場に優先的に利用できる証明ではありません。



### 身体障がい者マーク(四葉マーク)

普通自動車を運転することができる免許を受けた人で、肢体不自由であることを理由に運転免許に条件を付されている方が運転されていることを表しています。このマークをつけている車に「幅寄せ」や「割り込み」すると道路交通法違反になります。



### 耳マーク

聴覚障害のある方が耳が不自由であることを表現する目的で作成されました。また、病院や銀行、官公庁等の窓口に表示されている場合は「筆談など必要な対応を行います」ということを表す場合に使用されています。



### オストメイトマーク

人工肛門・人工膀胱を使用している方が利用できる**設備が整ったトイレ**に表示しています。トイレの入り口や案内プレートに表示されています。



### 補助犬同伴可マーク(全国盲導犬施設連合会) ほじょ犬マーク(厚生労働省)

「身体障害者補助犬」(盲導犬、介助犬、聴導犬)の受け入れを、広く知ってもらう目的で作られたマークです。公共施設、交通機関、不特定多数の者が利用する**施設**では補助犬の同伴の受け入れを義務付けられており、民間事業主、住宅の管理者も使用することを拒まないよう努めなければならないことになっています。(身体障害者補助犬法より)



### 盲人のための国際シンボルマーク

視覚障害のある方に配慮された**施設(設備)**であることを表す世界共通のマークです。具体例として、この表示のある信号の押しボタンを押すと青信号の時間を長くするものがあります。



### 聴覚障がい者マーク

自動車の運転免許を受けた方で道路交通法に定められている程度の聴覚障がいがあることにより、運転免許に条件を付されている人が運転されていることを表しています。このマークのある車に「幅寄せ」や「割り込み」すると道路交通法違反になります。



### ハート・プラスマーク

身体内部の障害や内臓疾患のある方への理解を広めていくことを目的に作成されました。このような方々は外見上は障害があることがわかりにくいので、様々な誤解を受けることがあります。外出の時にカバンや服や車などに使用されています。



### 知ってほしいキャンペーンマーク

がん等内部障害の患者は、外見ではわかりません。街中では「辛い・しんどい」を我慢をしている人がいます。そんな人々の存在を理解をしていただくため作成されました。外出の時にカバンや服や車などに使用されています。



### うさぎマーク・盲導犬マーク

玩具業界全般の社会還元の一環として目や耳の不自由な子供たちや大人の方々が、そうでない人々と一緒に遊べるように「配慮」が施された「共遊玩具」を表しています。このような玩具を数多く普及させていくことを目的としています。うさぎは「聴覚」、犬は「視覚」に障害のある人に工夫されている玩具を表しています。



### ハートフルマーク

社団法人全国重度障害者雇用事業所協会の会員は、重度障害者を多数雇用されています。このような事業所が取り扱う**製品、商品等**にこのマークを表示しております。その製品、商品等の購買力を高めることにより、障害者の雇用の安定につながっています。



### ハートビル法シンボルマーク

お年寄りや車いすを利用する方、目の不自由な方、耳の不自由な方等が利用しやすい建築物として、ハートビル法の基準に適合し、認定された**建築物**に表示されています。



### 県のまちづくり条例に適合している施設のマーク

駅や病院・購買施設・駐車場・公園等で、だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例の基準に適合した**施設等**に交付された適合証です。



### 思いやり駐車区画

高齢者や様々な障害・疾病のある方、妊娠されている方、乳幼児を連れてきている方など、歩行困難または安全性確保に配慮すべき方に利用いただくための**駐車区画**を、

「**車いす使用者駐車場とは別に**」設けるものです。



### マタニティマーク

自分は妊産婦であることを周囲にわかりやすく示し、妊産婦に対する配慮と理解を広める目的があります。このマークを見かけた時は、座席のゆずりあいや受動喫煙の防止などの配慮をお願いします。

\* 他にもたくさんマークがあります。

\* マークの使用に関しては著作権の関係もありますので、使用される場合は各団体にご確認ください。



# リハビリテーションセンター便り



今後の催し (11月～)

## 第7回滋賀県連携リハビリテーション学会研究大会

日時：平成24年12月9日（日）

場所：滋賀県立男女共同参画センター（G-NETしが）

学会テーマ：『その人らしい参加の実現に向けて』 ～包括的な支援とは～

基調講演：「その人らしい自己実現に向けて」

講師：松坂 誠應 氏（長崎大学医学部保健学科長）

シンポジウム：「自己決定を支える」

シンポジスト：花戸 貴司 氏（永源寺診療所）

金子 秀明 氏（社会福祉法人さわらび福祉会）

末益 友隆 氏（脳卒中者友の会）

コーディネーター：猪飼 剛 氏（滋賀県医師会）

参加費：保健・医療・福祉・教育・職業関係者 1,500円

一般の方（上記の方以外） 500円

申込：随時〔締切平成24年11月30日（金）〕 電話、FAX、E-mailにて当センターまで

## 平成24年度 県民参画

日時：平成25年2月2日（土）

場所：栗東芸術文化会館さくら 中ホール

対象：一般の方および保健・医療・福祉関係者（定員400名）

テーマ：『誰もが仕事を長く続けられる社会へ』

講演Ⅰ「滋賀県における就労支援の現状」

社団法人 滋賀県社会就労事業振興センター 高橋 信二 氏

講演Ⅱ「ユニクロの障がい者雇用の取組み」

株式会社 ファーストリテイリング 総務・ES推進部 井上 幸司 氏

参加費：無料

申込：随時〔締切平成25年1月25日（金）〕 FAX、E-mailにて当センターまで

## リハビリテーション交流会のご案内

対象：脳血管障害を患っている方

### 開催日

2回目：平成24年12月17日（月）

3回目：平成25年3月18日（月）

「クリスマス会（茶話会）」

「ミニコンサート（演奏鑑賞）」

（お菓子等の持込をお願いします）

講師：ハーモニカ奏者：

山森 ふさ子さん

\*参加費は無料です。お問い合わせは当センター 担当：浦川まで

和み（第25号）平成24年（2012年）11月発行

■編集・発行：リハビリテーションセンター 事業推進担当

〒524-8524 滋賀県守山市守山五丁目4-30（滋賀県立成人病センター内）

TEL.077-582-8157 / FAX.077-582-5726

e-mail:ef4701@pref.shiga.lg.jp

Web:<http://pref-shiga-rehabili-c.hs.plala.or.jp/info/index.html>